

議会基本条例(議会改革特別委員会視察先)章別比較表

●北九州市議会基本条例	●広島市議会基本条例	●新潟市議会基本条例	●長野市議会基本条例	●静岡市議会(静政会案)	●静岡市議会(自民党案)	●静岡市議会(あり方研究会)
前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文
第1章 総則 第1条(目的) 第2条(基本理念) 第3条(基本方針)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(基本理念) 第3条(基本方針)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(条例の遵守等)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(基本理念) 第3条(基本方針)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(基本理念)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(基本理念)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(定義)
第2章 議会の役割 第2条(議会の役割及び活動原則)	第2章 議会及び議員の活動原則等 第4条(議会の活動原則) 第5条(議員の活動原則) 第6条(議員の政治倫理) 第7条(会派)	第2章 議会及び議員 第3条(議会の役割及び活動原則) 第4条(議員の活動原則) 第5条(議長及び副議長) 第6条(推進組織の設置) 第7条(会派)	第2章 議員の責務及び活動原則 第4条(議員の責務及び活動原則) 第5条(会派)	第2章 議会及び議員の活動方針 第3条(議会の活動方針) 第4条(議員の活動方針)	第2章 議会及び議員の活動方針 第3条(議会の活動方針) 第4条(議員の活動方針)	第2章 議会及び議員の基本方針 第3条(議会活動の基本方針) 第4条(議員活動の基本方針)
第3章 議員の役割 第3条(議員の責務) 第4条(議員の役割及び活動原則) 第5条(会派)	第3章 市民との関係 第8条(市民参加の機会の充実) 第9条(広報広聴機能の充実) 第10条(委員会の公開) 第11条(議会の活動に関する情報の公開)	第3章 市民と議会 第8条(市民参画の推進) 第9条(広報及び広聴の充実) 第10条(会議等の公開)	第3章 議会運営の原則 第6条(議会運営の原則) 第7条(委員会)	第3章 会派等 第5条(会派の成立) 第6条(会派の活動) 第7条(政務調査費)	第3章 会派等 第5条(会派) 第6条(政務調査費)	第3章 会派等 第5条(会派) 第6条(政務調査費)
第4章 議会と執行部との関係 第6条(市長その他の執行機関との関係) 第7条(資料の要求) 第8条(議決事件)	第4章 市長等との関係 第12条(市長等との関係) 第13条(確認の機会の付与)	第4章 議会と市長等との関係 第11条(市長との関係) 第12条(議会への説明等) 第13条(議決事件)	第4章 議会の機能の強化 第8条(議会の機能の強化) 第9条(検討会等の設置) 第10条(議員間討議) 第11条(政務調査費)	第4章 市民と議会との関係 第8条(市民との連携) 第9条(会議の公開) 第10条(議会広報の充実) 第11条(情報公開)	第4章 市民と議会との関係 第7条(市民との連携) 第8条(会議の公開) 第9条(市民提案) 第10条(議会広報の充実)	第4章 市民と議会との関係 第7条(市民との連携) 第8条(会議の公開) 第9条(市民提案) 第10条(議会広報の充実)
第5章 議会運営 第9条(議会運営) 第10条(委員会) 第11条(会議等における質疑応答)	第5章 議会の機能強化等 第14条(議会の機能強化) 第15条(調査機関の設置) 第16条(議会改革) 第17条(議会事務局の機能強化等)	第5章 議会運営 第14条(議会運営) 第15条(臨時会の招集) 第16条(議員間討議) 第17条(委員会の活動) 第18条(会議等における質疑応答等)	第5章 市民との関係 第12条(市民の参画機会の充実) 第13条(委員会等の公開等) 第14条(情報公開の推進) 第15条(議会広報の充実)	第5章 執行機関と議会の関係 第12条(執行機関との関係) 第13条(執行機関との協働) 第14条(政策等の説明) 第15条(会議における質問及び回答)	第5章 執行機関と議会の関係 第11条(執行機関との関係) 第12条(本会議の質疑応答) 第13条(政策等の説明) 第14条(予算及び決算の説明等)	第5章 執行機関と議会の関係 第11条(執行機関との関係) 第12条(本会議の質疑応答) 第13条(書面による質問及び回答) 第14条(政策等の説明) 第15条(予算及び決算の説明等)
第6章 議会と市民の関係 第12条(市民参加) 第13条(公聴会及び参考人制度の活用) 第14条(議会報告会の開催) 第15条(議会広報の充実) 第16条(会議等の公開)	第6章 雑則 第18条(他の条例等との関係) 第19条(検討)	第6章 議会の体制整備 第19条(議会の機能の強化) 第20条(学識経験者等の活用) 第21条(議会事務局) 第22条(議会図書室)	第6章 市長等との関係 第16条(市長等との関係の基本原則) 第17条(重要な政策等の監視及び評価) 第18条(予算・決算審議における説明) 第19条(法第96条第2項の議決事件)	第6章 議会機能の強化 第16条(議会機能の強化) 第17条(委員会の運営) 第18条(政策機関の設置) 第19条(議会の政策立案等) 第20条(議員研修会) 第21条(議会制度等検討会)	第6章 議会機能の強化 第15条(議会機能の強化) 第16条(委員会の運営) 第17条(政策機関の設置) 第18条(議会の政策立案等) 第19条(議員研修会) 第20条(議会あり方協議会)	第6章 議会機能の強化 第16条(議会機能の強化) 第17条(委員会の運営) 第18条(政策機関の設置) 第19条(議会の政策立案等) 第20条(議員研修会) 第21条(議会あり方協議会)
第7章 議会の機能強化 第17条(議会の機能強化) 第18条(学識経験者等の活用) 第19条(議会事務局の機能強化) 第20条(議会図書室の充実強化)		第7章 補則 第23条(別に条例で定める事項) 第24条(条例の見直し)	第7章 議会改革の推進 第20条(議会改革の継続的な取組)	第7章 議員の政治倫理等 第22条(政治倫理)	第7章 議員の政治倫理等 第21条(政治倫理) 第22条(議員定数) 第23条(議員報酬)	第7章 議員の政治倫理等 第22条(政治倫理) 第23条(議員定数) 第24条(議員報酬)
第8章 その他 第21条(議員定数等) 第22条(政務調査費) 第23条(議員の資産等の公開) 第24条(他の条例等との関係) 第25条(条例の見直し)			第8章 議員の政治倫理 第21条(議員の政治倫理)	第8章 議会事務局等 第23条(議会事務局) 第24条(議会図書室)	第8章 議会事務局等 第24条(議会事務局) 第25条(議会図書室)	第8章 議会事務局等 第25条(議会事務局) 第26条(議会図書室)
			第9章 議会事務局及び議会図書室 第22条(議会事務局の強化) 第23条(議会図書室)	第9章 雑則 第25条(他の条例等との関係) 第26条(この条例の見直し)	第9章 雑則 第26条(他の条例等との関係) 第27条(この条例の見直し)	第9章 雑則 第27条(他の条例等との関係) 第28条(この条例の見直し)
			第10章 補則 第24条(他の条例等との関係) 第25条(議会及び議員の責務)			
附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則